

# 国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員退職手当規則

〔平成28年 1月21日〕  
規則 第 4 号

## （目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第63条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成28年規則第2号。以下「年俸制給与規則」という。）が適用される教育職員（以下「年俸制適用教員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

## （退職手当の支給等）

第2条 年俸制適用教員には、当該年俸制適用教員が年俸制給与規則を適用されていない間に、国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成16年規則第26号。以下「職員退職手当規則」という。）第10条、第11条、第12条及び第13条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間（以下「職員退職手当規則上の勤続期間」という。）を有している場合に限り、原則として退職手当を支給する。

2 年俸制給与規則が適用されていた期間（月の全日にわたり年俸制給与規則の適用を受けた月（職員退職手当規則第10条、第11条又は第12条の規定により職員退職手当規則上の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において年俸制給与規則に相当するものを適用されていた期間を含む。）に限る。）は、職員退職手当規則上の勤続期間に含まない。

## （退職手当の特例）

第3条 前条の規定により退職手当を支給されることとなる年俸制適用教員に対する退職手当の額は、当該年俸制適用教員が年俸制給与規則（他の国立大学法人等において年俸制給与規則に相当するものを適用されていた者が本学に採用され、引き続き年俸制給与規則及びこの規則を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制給与規則に相当するものを含む。）を適用されることとなった日の前日に、当該年俸制適用教員が自己の都合により退職した日とみなして、当該年俸制適用教員が実際に退職した日における職員退職手当規則を準用して得られる額とする。

2 年俸制適用教員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制給与規則に相当するものを適用され、当該他の国立大学法人等においてこの規則による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規則による退職手当は支給しない。

## （準用）

第4条 年俸制適用教員の退職手当に関し、この規則に定めのない事項については、職員退職手当規則の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、平成28年1月21日から施行する。